

医療DX推進体制整備加算に係る掲示

診療所では、マイナ保険証を用いて医療情報を取得できるオンライン資格確認システムを整備しています。

マイナンバーカードを利用し、医療DX推進体制を推進するための体制について、以下の通りに取り組んでいます。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③電子資格確認を利用して取得した医療情報を、診療を行う診察室で閲覧、または活用できる体制を有しています。
- ④マイナンバーカードの健康保険証利用について、一定程度の実績を有し、またさらなる利用促進に向けお声かけ、ポスター掲示を行っています。
- ⑤医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

これまでの【医療情報取得加算】に代わり、今後は上記体制整備に伴い医療DX推進体制整備加算を令和8年(2026年)6月1日より算定します。

これにより、診察料に加算が加わりますので、ご了承ください。

令和8年(2026年)6月1日 伊丹市立こども発達支援センター診療所